

# 岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金 FAQ

[2025.2.20時点]

## 3. 対象事業者（中小企業など）

No.	質問	回答	備考
1	複数の店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となるか。	法人番号単位での申請が必要となりますので、 ・店舗ごとに法人番号を取得されている場合は、店舗ごとに申請をお願いいたします。 ・複数店舗をまとめて1つの法人番号で管理されている場合は、まとめて申請をお願いいたします。 岩手県外の事業所については対象外となりますのでご注意ください。  <法人番号を持たない個人事業主の場合> 個人事業主の場合には、まとめて申請いただくようお願いします。	
2	県外に本店があり、岩手県内の支店・事業所の従業員の賃金を引き上げる場合は対象となるか。	岩手県内の支店・事業所に勤務する正規・非正規雇用労働者は対象となります。 ただし、岩手県内で営業実態がなく、法人県民税が免除されている場合は申請できません。	
3	市が株主となっていて、市が指定管理料を支払っているが対象となるか。	市が株主となっている場合や、市（及び県）の指定管理を受けている場合について、そのこと自体で特段対象外とはなりません。 ただし、人件費を含む運営費補助を公的機関から受けている場合には対象外となる場合があります。	
4	給与改定は行っていないが、月によっては所定労働日数が変動し、時給換算すると前月より60円以上高くなる月があるが、対象となるか。	単に所定労働日数が変動するのみでは、事業所としての賃上げとは認められませんので、対象外となります。 ※所定労働日数は賃上げ月を基準とし、前月の時給額を算出します。	詳しくは、特設サイトに掲載している「賃金の計算方法について」を御参照ください。
5	「みなし大企業」は対象となるか。	本支援金においては、「みなし大企業」であることによって対象外とはしていません。	
6	事業継承のタイミングで賃上げを行った場合も対象になるか。	事業継承に伴い、賃上げ月と比較月で事業主（給与支払者）が異なる場合でも、対象労働者が継続して同事業所に就業しており、事業継承後に60円以上の賃上げを実施している場合は、対象従業員に係る支援金については支給対象となります。	追加書類として事業継承したことが確認できる書類（開業届など）を御提出ください。
7	本支援金は所得税の課税対象になるか。	所得税の取扱いについては回答いたしかねるため、所轄の税務署に確認してください。 県税であれば所轄の県税部となります。	